

## 審議案件に関する概要

平成28年10月4日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成28年5月12日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井坂隆一	東京都千代田区二番町8番8
坂上東樹	函館市港町1丁目23番12号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ函館港店 函館市港町1丁目23番1ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	①株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号  ②株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井坂隆一 東京都千代田区二番町8番8  ③株式会社トロイカ洋菓子店 代表取締役 坂上東樹 函館市港町1丁目23番12号	
(3)新設日	平成29年1月13日	
(4)店舗面積の合計	1,227㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	45台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設面積	71㎡
	廃棄物保管施設容量	24㎡
(6)施設の運営方法	開店・閉店時間 ①株式会社サッポロドラッグストア 開店時間 午前 7時00分 閉店時間 翌午前 0時00分	

	②株式会社セブン・イレブン・ジャパン 24時間営業 ③株式会社トロイカ洋菓子店 開店時間 午前 7時30分 閉店時間 午後 9時00分
駐車場の利用時間帯	24時間
駐車場の出入口数	出入口5箇所
荷さばき時間帯	荷捌施設 A・C (サツドラ・トロイカ洋菓子店) 午前6時から午後10時まで 荷捌施設 B (セブンイレブン) 24時間

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数40台 ≤ 駐車場台数45台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に14台を確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	10（駐輪場10台、自動二輪0台）
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、ゲート等なし
	搬入車両等の誘導	共用
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・道路境界線は、車止めを整備し歩行者の安全確保に配慮する。</li> <li>・各出入口に一旦停止ラインを標示し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。</li> <li>・身体障害者専用及び高齢者優先駐車マスは、利用しやすい場所に設置して配慮する。</li> <li>・通学路には、一旦停止及び学童注意の注意喚起看板を設置し、交通安全に配慮する。</li> </ul>
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。</li> <li>・なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</li> </ul>
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近の見通しが悪化等、交通安全上の問題が発生しないよう、計画的に雪を搬出する。</li> <li>・除排雪業者と契約し、降雪10cm程度で出動し駐車場内に一時堆積（19台分）をするが、適切に排雪し駐車台数の確保に努める。</li> <li>・凍結路面を歩行者が歩く際、滑らないように砂をまくなどし配慮する。</li> </ul>
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗への主な来店経路については、開店時や販</li> </ul>	

促時にチラシを利用し周知させ交通渋滞の緩和に配慮します。

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	45dB	○	
		2	60dB	42dB	○	
		3	60dB	40dB	○	
		4	55dB	50dB	○	
	夜間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	37dB	○	
		2	50dB	35dB	○	
		3	50dB	31dB	○	
		4	45dB	36dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果					

騒音源	敷地境界における夜間の騒音レベル最大値			住居壁際等における夜間の騒音レベル最大値			評価
	敷地境界			直近住居壁際等			
種類	予測地点	規制基準	予測結果(dB)	予測地点	規制基準	予測結果(dB)	
空調機①	a1	40	64	a1'	40	40	○
空調機②	a2	40	43	a2'	40	24	○
冷凍機①	a3	40	49	※a1'に合成			○
排気①	a4	40	30				◎
排気②	a5	40	32				◎
台車音	b1	40	47	b1'	60	40	○
荷捌音	b2	40	63	b2'	60	55	○
自動車走行音	c1	40	70	c1'	60	48	○
	c2	40	70	c2'	60	47	○
	c3	40	47	c3'	40	36	○
搬入車走行音	c4	40	72	c4'	60	48	○
	c5	40	46	c5'	40	30	○
ドア開閉音	d1	40	54	d1'	60	45	○
	d2	40	67	d2'	60	47	○
	d3	40	49	d3'	40	39	○

評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足

○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。

※直近住居で予測する理由：直近住居が最も影響を受けると考えられるため。

騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。</li> </ul>
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減らさせ騒音の軽減に努める。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を設置し、騒音の軽減に</li> </ul>

		配慮する。
	青少年等の蟻集等の対策	・夜間は、店舗従業員が定期的に駐車場内を見回り、青少年の蟻集による騒音防止対策を講じる。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.761 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 23.760m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設A及びBは屋外に設置しますが、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮する。 ・廃棄物保管施設Cは屋内に設置し、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理を行う。
	減量化、リサイクル等	・ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・古紙等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ゴミ庫は定期的に清掃するなどして悪臭の飛散防止に配慮する。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力する。
(6) 防犯対策への配慮		・閉店後は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		

<p>北海道警察本部交通部交通規制課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案一式を提出し施設配置及び交通対策に関して説明。</li> <li>①国道 227 号に面する出入口 2 箇所について、出入口⑤は交差点停止線から 5 m 以上離れていない、出入口⑥は跨線橋本線と副道との合流地点にあつて視認性の問題から好ましくない。交通量の多さと立地状況からして、出入口は真ん中付近に 1 箇所とすること。 また、出入口を 1 箇所としても、右折での入出庫禁止が条件。  ⇒国道側出入口 2 箇所は 1 箇所とする。</li> <li>②市道有川通の出入口③及び④は近すぎて幅輦が懸念される。 イン、アウトを分離するか、各出入口の間隔を広げるか、どちらかにすること。 なお、地元警察署の意見も聞いてみることに。 ⇒地元警察署との協議を踏まえ、検討する。 出入口③及び④の間隔を広くする。</li> </ul>
<p>北海道警察函館方面本部 函館西警察署交通課規制係</p>	<p>届出書案一式を提出し施設配置及び交通対策に関して説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①跨線橋の本線に合流する地点、副道側に一旦停止の交通規制がない。 新設店舗の出入に伴って、交通規制をかけることは非常に難しいこと。 副道に近い出入口⑥の位置は、認められない。 また出入口⑤も交差点に近すぎる。 国道側の出入を止めて市道側からのみ出入をしてほしいと考えるが、1 箇所は止むを得ないと考える。 なお、右折での入出庫は、日中は危険のため抑制するように。夜間はスムーズに出入りは可能かと思う。  ⇒ 出入口 1 箇所とする。</li> <li>②市道有川通側の出入口はイン、アウトを分離してほしいところだが、交通量も少ないところであり止むを得ないと思う。 ⇒ 出入口③及び④の間隔を広くする。</li> <li>③隣接する港小学校のスクールゾーンであるため、北側一方通行路からの車両の出入は遠慮願いたい。他に対策は講じているか。着工前には小学校へ説明に行くこと。 ⇒ 各出入口には一旦停止及び通学路・学童注意等の注意喚起看板を設置してドライバーに注意を促す計画。 施工業者が確定次第、説明に行く計画。</li> </ul>

		<p>④道路境界は外周柵などを設け、24 時間営業の店舗が利用する出入口以外は閉鎖をして周辺への騒音の軽減に配慮すること。</p> <p>他、質問等があり回答した承される。</p> <p>⇒道路境界は外周柵を設置、A棟の営業終了後出入口①②は閉鎖する計画。</p>
函館市	環境部環境対策課	<p>・届出書案一式を提出し、24 時間営業に伴って遮音壁の設置等を計画するなどの騒音環境について説明。</p> <p>環境対策課から「内容については了承した。数値等については確認し、問題があれば連絡する。」とのことだった。</p> <p>その後、P6-2,6-3 の数値の誤算について指摘があり訂正することとした。</p> <p>平成 28 年 4 月 20 日（電話にて）</p> <p>環境対策課から「届出内容について確認、数値等については特に問題はない。</p> <p>P5-6 の騒音に係る環境基準及び特定工場において発生する騒音の規制基準については、北海道より市に権限移譲されており、告示年月日番号等の訂正指示があり訂正した。</p>
	教育委員会学校 教育部保健給食課	<p>・届出書案一式を提出し概略を説明する。</p> <p>保健給食課から「当該立地場所は港小学校のスクールゾーン、国道側は港中学校の主な通学路となっているため、A棟B棟の工事着工前に、工程表、時間帯、大型車両の出入の際の交通安全対策、騒音対策等を講じた内容を、直接、港小学校及び港中学校の教頭に対し説明に行くこと。教育委員会より学校側へ事前に連絡しておく。」との事だったため了承する。</p>
	都市建設部 都市計画課	<p>・届出書案一式を提出し、駐車場について説明。</p> <p>①駐車マスの面積が 500 m<sup>2</sup>を超えているため駐車場法の技術基準を満たす必要がある。国道側の出入口⑤は横断歩道停止線から 5 m以上離す必要がある。</p> <p>②国道側出入口⑥は交差点内にあり、出入口を設けることはできない。</p> <p>念のため国道本線と市道副道の合流地点については国道管理者にも確認を取った方が良い。</p> <p>①②について検討することとする。</p> <p>⇒国道側出入口は横断歩道停止線から 5 m以上離れた位置に 1 箇所とすることとする。</p>
	経済部商業振興課	<p>・届出書案一式を提出し概略を説明する。</p> <p>商業振興課から「事前に関係各課との協議をすることを勧める。特に本件は港小学校に隣接する立</p>

		地であるため教育委員会を通し小学校とも十分に協議をして頂きたい。」とのことだったため了承する。
	土木部管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設配置図を提示して、市道有川通の出入口の位置と数の希望について相談し、了承される。なお、歩道切下げによって植樹マスや樹木の伐採や移設については止むを得ないこと、移設先など具体的協議は申請時前で構わない。</li> <li>国道 227 号の跨線橋本線と市道副道の管理区域を確認すると共に、この合流地点が交差点に該当し、歩道の切れ目から 5 m 範囲内には出入口を設置できないことを確認した。</li> </ul>
道路管理者	国土交通省北海道開発局函館開発建設部 函館道路事務所	<p>施設配置図提示し、警察署及び函館市都市計画との協議内容について説明。</p> <p>① 2 箇所の出入を 1 箇所とする警察指導及び駐車場法に基づいて、技術基準を満たした出入口にする必要があるという件については、現地を確認し所内で検討した上で、内諾でよろしければ回答する。 ⇒ 了承</p> <p>② 大型車両の出入がある場合の切下げ低下部分は最大で 8 m までとする。なお重車両用路盤及び舗装を前提とする。 植樹マスの移設等の具体的協議は別途とする。 ⇒ 了承。</p> <p>③ 現地を確認し所内で検討した結果、真ん中に 1 箇所の切下げについては了承する、具体的工事協議は、業者が確定したら早めに来ること ⇒ 了承</p>
その他関係機関		

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

#### 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課意見】</b> 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（駐車場面積が500㎡以上）の設置者は利用者に対し、アイドリングストップを行うよう、その旨を表示した看板等の設置が必要です。</p>
--

## 審議案件に関する概要

平成28年10月4日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	平成28年2月22日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社函館丸井今井 代表取締役 鶴本 理	函館市本町32番15号

## 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	株式会社函館丸井今井 函館市本町32番15号																
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社函館丸井今井 代表取締役 鶴本 理 函館市本町32番15号																
(3) 変更日	平成28年12月23日																
(4) 変更する理由	駐車場利用実態に合わせた台数とするため																
(5) 変更しようとする事項	<table border="0"> <tr> <td>駐車場の収容台数</td> <td>変更前 計329台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①丸井今井第1立体駐車場 172台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②丸井今井第2立体駐車場 142台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③丸井今井更地(平面)駐車場 15台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後 計174台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①丸井今井第1立体駐車場 17台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②丸井今井第2立体駐車場 142台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③丸井今井更地(平面)駐車場 15台</td> </tr> </table>	駐車場の収容台数	変更前 計329台		①丸井今井第1立体駐車場 172台		②丸井今井第2立体駐車場 142台		③丸井今井更地(平面)駐車場 15台		変更後 計174台		①丸井今井第1立体駐車場 17台		②丸井今井第2立体駐車場 142台		③丸井今井更地(平面)駐車場 15台
駐車場の収容台数	変更前 計329台																
	①丸井今井第1立体駐車場 172台																
	②丸井今井第2立体駐車場 142台																
	③丸井今井更地(平面)駐車場 15台																
	変更後 計174台																
	①丸井今井第1立体駐車場 17台																
	②丸井今井第2立体駐車場 142台																
	③丸井今井更地(平面)駐車場 15台																

## 3. 審査事項

(1) 駐車場整備	指針必要駐車台数の整備	<p>平成27年7月、12月及び平成28年1月のうち、13日間「駐車場利用実態調査」を実施した。</p> <p>このうち、特異日となる3日間(7月18日のクリアランスセール初日、及び1月2日の初売り、12月19日のクリスマス商戦)を除く平均的な土日祝祭日のピーク来店台数、7月19日10時台153台に、平均駐車時間係数※を乗じ、指針必要台数を168台とした。</p>
-----------	-------------	---

		届出台数は 174 台であるため、充足している。 ※平均駐車時間係数 調査期間中の駐車チケットの払い出しから出庫時の受け取り時刻を集計した結果、1.10 あった。
	従業員駐車場等の整備	なし。(各個人にて近隣駐車場と契約)
	交通対策に関する検討	交通渋滞対策のため、入庫待ち滞留を考慮した最大駐車台数を整理した。 平成 27 年 7 月、12 月及び平成 28 年 1 月のうち、13 日間「駐車場利用実態調査」を実施した。 このうち、特異日となる 3 日間 (7 月 18 日のクリアランスセール初日、及び 1 月 2 日の初売り、12 月 19 日のクリスマス商戦) を除く平均的な土日祝祭日のピーク来店台数、12 月 12 日 15 時台の最大駐車台数 163 台に、実際の入庫待ち台数の実績値 11 台を加えた結果、最大駐車台数は 174 台となった。 届出台数は 174 台であるため、充足している。
	除排雪による堆積方法	・立体駐車場はターンテーブル設置のため除排雪処理はロードヒーティングにて対応 ・更地 (平面) 駐車場は適宜除排雪を行う。
(2) 関係行政機関との協議状況		
北海道警察函館方面本部 函館中央警察署交通第 1 課		駐車場の届出台数減について説明を行い、特に問題ないとの回答。 北海道警察本部と本件情報を共有するとの回答。
函館市	経済部商業振興課	駐車場の届出台数減について説明を行い、特に問題ないとの回答。
4. 市町村、住民等の意見		
(1) 市町村の意見	なし	
(2) 住民等の意見	なし	
5. 道 (渡島総合振興局連絡調整会議) の意見		
なし		